

※ 一般選抜に関するQ & Aです。

※ スポーツ選抜については、ふたば未来学園中学校生徒募集要項で確認してください。

令和9年度福島県立中学校入学者選抜（一般選抜） 出願についてのQ & A

Q WEB出願システムを使って出願するには、どうすればよいのですか？

A 福島県立中学校入学者選抜では、今年度よりWEB出願システムを使って、入学者選抜に関する手続きを行います。

志願者の保護者は、県立中学校を志願する意思を小学校の担任の先生に伝え、小学校から配布される案内文書や利用案内等を参考にしながら、スマートフォンやタブレット、パソコンを使って出願の手続きを進めてください。

志願者が在籍する小学校につきましては、「令和9年度福島県立中学校入学者選抜実施要綱」及び今後提供を予定している操作マニュアル等を参考にしながら、出願の流れを確認して、正確な手続きを行ってください。

Q 入学検定料はどのように支払うのですか？

A 入学検定料の納付は、クレジットカード決済、コンビニ決済、ペイジーのいずれかの方法での支払いとなります。

Q 調査書とはどのようなものですか？

A 小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下「小学校」という。）長が作成するもので、志願者の小学校第5学年及び第6学年における各教科の学習の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録等について記載しており、入学者選抜の資料となるものです。

Q 志願者の顔写真データはいつのものでもさしつかえありませんか？

A 出願前3カ月以内に撮影したもので、無帽で正面を向いた顔写真データをWEB出願システムに登録してください。

Q 県立中学校以外に、国立や私立の中学校に出願してもかまいませんか？

A 他の中学校に出願してもかまいませんが、入学予定者となった場合は、定められた期間内に入学確約の登録を行うことになっていますので、注意してください。

Q 県外（海外を含む）からの出願は可能ですか？

A 福島県に居住することが明らかな場合、生徒募集要項に綴じ込んである「県外からの出願承認申請書」に必要事項を記入して、小学校長の証明印をもらい、令和8年11月9日（月）から令和8年11月20日（金）までに福島県教育庁義務教育課長へ提出してください。その後、「県外からの出願承認書」の交付を受けた上で出願することになります。

Q 県外に避難していますが志願する場合、どのような手続きが必要ですか？

A 住民票を移さずに県外に避難している場合、「県内における出願」として扱います。一般の県内受験の出願手続きを行ってください。この場合、調査書の「総合所見及び参考となる諸事項」の欄に「避難のために住民票を移さずに在学」と記載してください。

一方、住民票を移して県外へ避難している場合は、「県外からの出願」となります。上記と同様に令和8年11月9日（月）から令和8年11月20日（金）までに県外からの出願手続きを行ってください。ただし、ふたば未来学園中学校の志願者にあつて、県内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者が居住する場合においては、県内の志願者として取り扱うものとしす。

その他、県外からの出願に関して不明な点や疑問な点があれば、福島県教育庁義務教育課（電話024-521-7776）までお問い合わせください。

Q 受験するに当たって、身体に障がい等がある場合、何らかの配慮をしてもらえますか？

A 身体に障がい等があり、受験する際に特別な配慮が必要な場合は、生徒募集要項に綴じ込んである「受験上の配慮申請書」に必要事項を記入して、小学校長の証明印をもらい、小学校長が作成する「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」を添えて、令和8年11月6日（金）までに志願する県立中学校へ提出してください。

なお、県立中学校長が必要と判断した場合には、診断書等を提出してもらうことがあります。配慮内容について検討した上で、その結果を通知します。

Q 受験するのをやめる（出願を取り消す）場合は？

A 志願者が出願を取り消す場合には、保護者は、小学校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消しの情報を登録し、小学校長に出願取消しを申請します。

小学校長は、WEB出願システムにおいて出願取消しの情報に誤りがないことを確認の上、承認します。

出願先の県立中学校長は、WEB出願システムにおいて出願取消しの情報を確認します。なお、既に納付された入学検定料及び入学者選抜に係る書類等については、返還しません。

Q 一般選抜において、受験当日に注意しなければならないことは？

A （１）受験当日の持ち物

- ・ 受験票 ・ 鉛筆（シャープペンシルも可） ・ 消しゴム
- ・ 昼食 ・ 上ばき

（２）検査室に持ち込んでもよいもの

- ・ 時計（辞書・計算機機能が付いていないもの）

（３）検査室内に持ち込めないもの

上に示した必要なもの以外は、検査室内に持ち込めません。

【持ち込めないものの例】

- ・ 辞書・計算機能が付いているもの
- ・ スマートフォン、ウェアラブル端末等の通信機器

※ 検査室の前に、カバン等の置き場を指定しますので、検査に必要なもの以外は、すべてそこに置くこととします。

(4) 遅刻等への対応

会場へは時間にゆとりをもって来てください。遅刻により、開始時刻に遅れた場合でも、特別な対応はしませんので注意してください。

ただし、公共交通機関の遅れなど、不測の事態が生じた場合は、その状況に応じて指示するものとします。やむを得ない事情で遅れる場合には、各県立中学校へ電話により連絡してください。

なお、適性検査等が受けられなかった志願者に対しての予備日は設けません。

(5) 欠席の連絡

当日、やむを得ない事情で欠席する場合には、必ず各県立中学校へ電話により連絡してください。

Q 選抜結果の発表はどのように行いますか？

A 選抜結果（合格・不合格・出願取消）の発表は、WEB出願システムにより行います。選抜結果発表期間は、令和9年1月19日（火）午後4時から令和9年1月26日（火）正午までです。

なお、選抜結果についての電話等による問い合わせには応じません。

Q 入学予定者はどのような手続きが必要ですか？

A 保護者は、令和9年1月19日（火）午後5時から令和9年1月26日（火）正午までの期間に、WEB出願システムにより入学確約を登録します。

なお、期間内に入学確約の登録が行われない場合は、入学の意思がないものとして取り扱いますので、注意してください。

県立中学校長は、保護者から入学確約が登録された場合、WEB出願システムにより入学許可予定者証明書を発行し、交付します。

入学許可予定者証明書を交付された方は、居住する市区町村の教育委員会に証明書を持参して、県立中学校に就学する旨を速やかに届け出てください。

Q 欠員の補充はありますか。また、その手続きはどのように行えばよいですか？

A 入学予定者の定員に欠員が生じた場合は、令和9年1月27日（水）から令和9年2月2日（火）までの期間に、募集定員に達するまで、順次入学予定者を決定していきます。

欠員補充のために新たに入学予定者となった者には、電話で直接入学意思を確認しますので、あらかじめ意思を決定しておいてください。

また、その際に、その後の手続きの仕方等についても説明いたします。